

連帯保証に係るご説明

この度下記の賃貸借契約につき、連帯保証をしていただくに際し、連帯保証の内容等につきご説明いたします。内容をご確認のうえ、連帯保証人としてお引き受けいただけますようお願いいたします。

1 連帯保証とは

賃貸借契約に係る連帯保証とは、借主が賃貸借契約上負うべき債務（家賃の支払、借主が負担すべき原状回復費用、借主が賃貸物件を故意過失により破損した場合の損害賠償など）について、借主様がその支払いをしないときに代わって支払うものです。したがって、借主様がこれらの債務を履行している限りは、連帯保証人様自らがその債務の履行を求められることはありません。また、万が一借主様の過失等による火災等により建物等に損害が生じた場合でも、借主様が保険に加入し、保険金により填補される損害額に関しては、連帯保証人様がその債務の履行を求められることはないこととなります。

ただし、借主様がこれらの債務を履行していない場合や、保険に未加入であった場合には、借主様に支払い能力があったり、債務を支払うに足りるだけの価値のある財産があったとしても、貸主様から請求があった場合、連帯保証人様はその請求を拒否することはできないことに注意してください。

2 連帯保証人の責任の範囲

連帯保証人様が負担すべき金額は、借主様が賃貸借契約上負うべき債務の元本（たとえば借主様の滞納家賃の金額そのもの）と、その支払いが遅れたことに伴う利息を合わせたものです。ただし連帯保証人となっていた際に貸主と結んだ連帯保証契約に係る書面に記載されている「極度額」を上限とし、極度額を超えた部分については支払い義務を負いません。

3 情報提供について

もし借主様の家賃等の支払状況等を確認したいときは、貸主様にも確認を求めることができます。その場合には管理会社担当者までご連絡ください。

記

連帯保証の対象となる賃貸借契約

物件	所在地 建物名・室	号室
貸主	住所 氏名	
借主	住所 氏名	
主な契約条件	契約期間	年 月 日～ 年 月 日（年） ※連帯保証人は借主と連帯して、賃貸借契約から生じる借主の債務を負担するものし、契約が更新された場合においても同様となります。
	賃料	月額 円
	共益費	月額 円
	その他	月額 円（ ）

私は、連帯保証契約に当たり、本書面の交付を受け、内容を確認いたしました。

年 月 日

連帯保証人

印